

唐

吉平
田沢
幸五
一郎
校

鏡

本文篇

古典
文庫

唐

鏡

本文篇

吉平
田沢
幸五
一郎
校

古
典
文
庫

古典文庫第二一七冊 ©

昭和四十年八月十五日 印刷発行

(非売品)

校者

吉田幸一
平沢五郎

鏡本

発行者 吉田幸一

唐彰
館考

東京都板橋区熊野町三四

印刷者 帝都印刷製本株式会社

発行所

東京都(王子局区内)
北区西ヶ原町三ノ三四

古典文庫

電(九一九)二七一七
振替口座東京一四五九七番

目次

一、彰考館文庫藏「唐鏡」(存六卷)	七
二、蓬左文庫藏「唐鏡」(卷四零本)	二七
三、東大寺圖書館藏「太子伝玉林抄」所引「唐鏡」	二四三
法隆寺藏「太子伝玉林抄」所引「唐鏡」	二四九

凡 例

(一) ここに載録した「唐鏡」は

(イ) 彰考館文庫蔵〔近世初〕写存六卷合一冊

(ロ) 蓬左文庫蔵〔鎌倉末南北朝〕写（伝二条為氏筆）卷四零本一帖

(ハ) 東大寺図書館蔵〔江戸前期〕写「太子伝玉林抄」所引「唐鏡」、法隆寺蔵写本

「太子伝玉林抄」所引「唐鏡」の三種である。

(二) 彰考館文庫蔵「唐鏡」は現存唯一の片仮名交り文体の六卷本である。本書を諸本と較べる時、猶諸本相互の間にはかなり長文の欠落が見出されるので、翻印に際しては、旧西荘文庫本・松平文庫本・内閣文庫本の三本にはば共通して存し、この底本に著るしく闕くところの本文を、松平文庫本本文を以って代表して、これを補った。又、更にこの底本本文に於て僅か数語であるがそ

のために文脈文意の通ぜざる処がある。それも右と同様に松平文庫本文にて補ったところがある。この場合、刪補の部分は、すべて「」印にて囲み、底本文より、やゝ小字に記して區別した。

- (三) 本書に載録した彰考館文庫本・蓬左文庫本はそれ／＼上欄の余白に本文の各事項を摘要した一種の見出しが誌されてゐるが、印刷の都合上、本文上欄に之を頭註せず、該当箇所のはゞ冒頭の右側行間に之を傍記した。又彰考館文庫本の見出しは、松平文庫本のそれによって更に補ったところがある。その際は、前者と同様に「」印をもつて囲った。

- (四) 彰考館文庫本には数カ所、本文語句の意義に就いて、朱筆の註記があるが、これは本文とは直接の關係を認めず省略した。但し蓬左文庫本の行間朱筆書入は本文の脱文誤字を補定するものであるので、その由を断り、本文中にこれを挿入した。場合によっては行間に併記したものもある。

- (五) 蓬左文庫藏伝二条為氏筆「唐鏡」は卷四の零本にすぎず、本文の上では現存諸

本卷四とは然したる異同は認められないが、諸伝本中最も古く、また「唐鏡」成立期をほど隔てぬ写本であるところから、全文をそのまゝ掲出した。

(六)

東大寺図書館・法隆寺襲蔵の「太子伝玉林抄」はこの唐鏡とは勿論別個のものであるが、斯本には「唐鏡」を引用するところが数カ所ある。両書の所引本文は僅か数片の断章にすぎず、両者の間の異同も些少なものであるが、「唐鏡」の現存伝本にはすでに佚した卷六以下の本文の断片を見出すので、両書所引の「唐鏡」をあはせ掲出した。東大寺図書館蔵の玉林抄は、直接に襲蔵本に依つて抄出したが、法隆寺本は、つとに「日本思想家史伝全集」に収録されてゐるので、それによつて載録した。因みに法隆寺本では、片仮名が細字で表記されているが、今解説の便宜上、平仮名部分と同一の大きさの活字で組んだ。

(七)

これら三本の翻印に當つては、右記の校訂箇所を除き、本文はすべて底本通りとし、誤字・脱字・仮名遣ひの誤り等、すべて底本に従つた。特に甚だし

い誤字脱字にはママ、或…カ、脱カ、と傍記し、すべて、（ ）印で囲ひ、松平文庫本による補訂箇所と区別した。又底本の傍記はそのまゝに行間にとどめた。

(ハ)

底本の漢字・異体字・略字・異体の仮名等はおほむね現行書体の活字に改めざるを得なかったが、中にはそのまゝ残したところもある。

底本に見られる固有名詞の表記の明らかな誤りは、正字または現行書体の活字に直した。例へば左の如き

伏儀 ↓ 伏犧 (一〇頁)

公子紀 ↓ 公子糾 (六四頁)

豎刀 ↓ 豎刁 (六五頁)

糲毒 ↓ 嫪毒 (七六頁)

(九)

底本の本文には、間々見消ちの箇所が散見する。煩を避け、本文中には之を掲げず。訂正せる処に従った。

(十) 句読点は蓬左文庫藏伝為氏本にのみ朱筆にて施されてゐるが、通読の便を考へ、更に多くの句読点を、彰考館本同様に、私に附した。

句読点と同じく、改行に就いても底本のそれに従はず、私に多く改めた。

(十一) 現存諸伝本の簡略な書誌・並びに相互間の本文異同は、別冊「校異篇」に一括することにした。又諸伝本及び出典の詳細に就いては別に発表せる平沢の「唐鏡の伝本及び出典考」(斯道文庫論集 第四輯)を参照せられたい。

本書を刊行するにあたって、御貴重な御蔵書の飜印並びに披見を御清諾下さった、彰考館文庫、蓬左文庫、松平文庫、内閣文庫、神宮文庫各位に謹んで深謝申し上げます。

唐

鏡

（彰考館文庫藏）

唐 鏡 第 一

諸寺諸社ノ淨場ニ百日參籠シテ、難解難入ノ真文ヲ千部可^キ奉^ニ誦^シ素願ノ趣、丹誠雖^レ深^{シト}、春ノ草空^ク暮テ、秋ノ風易^レ驚^ク、壯日早傾テ、老年既ニ臻ルニヨテ、三兩年ノ間、一心無^レ他、頭然^{燃歟}ヲ弘カ如クシテ、口業不^レ怠、五月ノ上ノ十日比ニ、南海ヨリ、西海ニ趣ク、雲ノ濤、煙ノ浪ノ路、漫々トシテ、孤帆千里ノ望、眇々タリ、十餘日ヲ経テ、安樂寺ヘ詣ツ、寂寞無人声ノ信心ヲスマシムル者ハ、緱氏山ノ秋ノ空也、誦誦此經典ノ梵音ヲソフル者ハ、伍子廟ノ夜ノ潮也、長月ノ九日ニ、千部結願シ侍シニ、今日ハ、重陽ノ宴トテ、文人豫參シテ、詩宴

嚴重也、去年ノ今夜侍清涼、秋思詩篇、猶斷腸ノ御製作、思出サレテ
数行ノ涙、一乗ノ文ニ洒ク、講頌儀終リヌレハ、涼夜稍深テ、秋風蕭
颯タリ、此時、二人ノ高僧アリ、転誦ノ時ヨリ、聴聞ノ躰ニテ、傍ヲ
離レ給ハス、今夜近ク居ヨリテ、物ノタマフ、一人ハ師トオホシキ躰
也、其ノタマフ詞ハ聞知レス、今一人ノ弟子トオホシキ人ソ、師ノ言
ヲ伝ラル、通事ナトノ儀也、我ハ曠劫ヨリ、法華ニ縁アリキ、生々
世々ニ値遇シ、在々処々ニ敬礼奉ル、宋朝ノ仏法衰ヘテ、此教ヲ崇ル人
希ナル故ニ、日本ヘ渡テ、最前ニ此寺ヘ詣テツルニ、千部読誦聴聞シ
侍リツ、此經ハ不老不死ノ良薬ノ金言、誠ニ実ナレハ、寿命長遠ニシテ
顔色衰邁セス、蒼海三度マテ、桑田ト成シヲ見侍リキ、天竺ハ仏在ノ
国ナレトモ、境遙ナリ、震旦国ノ有様、オロ／＼語申サン、若、キカ

マホシクヤトノ玉フニ、答申テ云ク、今ハ桑門ノヨステ人ナレトモ、昔ハ柳市ノ学ヲ勤メキ、漢家ノ世立書籍ニ見タレトモ、愚昧ノ性不分明、今承ラン事、老ノ幸ニテ侍リナント申ス、サラハ、語リ申サントテ

三皇

伏犧氏ヨリ以往ハ、天地ノ始、盤古王九万八千歳、其次、天皇氏地皇氏、各一万八千歳、人皇氏、四万五千六百歳、其代々ハ幽邈ニテ「つはひらか」ナラストテ、伏犧ノ御時ヨリ、当時ノ宋朝ノ始、太祖皇帝建隆元年、庚申年マテ、一万五千一百卅二年ノ間事ヲ語給ニ、水ノ流ル、カ如クニ滞ナシ、聴聞ノ悦ニ、オロ／＼語申シツ、後会ハ慈尊三會ノ暁ヲ期スヘシトテ、立給ヘハ、相随ヒ奉リテ、御送リスルニ、大門ノ程ニテ、書消様ニシテ、不見給、名残ノ惜サ無^{サニ}為方、震旦ノ賢

王、聖主ノ御政、治世、乱代ノ云為^{アリサマ}、目出タキ事モアリ、浅猿シキ事モアリ、不^{ラン}知人ニ語申サマホシケレトモ、朝ニ聞テ、暮ニ忘ル、老ノ習ナレハ、ツヤ／＼オホヘ侍ラネトモ、百分カ一端ヲ、春木ニ記ス事、秋毫計也、才人ノ為ニハ嘲ラレヌヘシ、児女子ノ為ニハ自見^{オマ}トカレナン、古ヲ以テ、鏡トスル事アリトカヤ、キコヘ給シカハ、唐鏡トヤ申侍ヘキ

唐 鏡 第 一

伏犧氏ヨリ殷ノ時ニ至ル

伏犧氏ト申侍シ帝皇ハ、木德也、御母ヲハ華胥ト申シキ、雷沢ト云所ニテ、太人ノ迹ヲ履テ、帝ヲ生奉レリ、姓ハ風也、^{蛇身人首事}蛇身ニテ、人ノ

首マシ／＼キ、木徳ニテ、百王ノ先タリ、位東方ニアリテ、春日ノ明

ヲ司リ給フ故ニ、太昊ト申キ、受竜凶事竜圖ヲ受テ、景竜ノ瑞アリキ、以

竜ヲ為レ紀ト、官ノ号ヲハ、竜師ト云キ、瑟ト云楽器ハ、四十五絃ニテ、

長八尺一寸、此帝作給ヘル也、嫁娶礼事嫁娶ノ礼モ此時ソ始リシ、初テ、八

卦ヲ作給テ、繩ヲ結テ、マウコ網罟トシテ、漁獵ヲモシ玉ヒキ、犠牲ヲトリ

テ、チツ庖厨クリヤニヲカレシ故ニ、庖犧氏トモ申キ、伏犧氏ノ天下ニ王タル、始

テ、八卦ヲ書キ、書契ヲ造テ、繩ヲ結ヒシ、政ニ代タリ、由レ是ニ文籍

生トイヘリ、御在位一百一十年、山陽ト云所ニ奉リ送、此帝ハ〔応声大士権化事〕応声

大士ノ権化テ、〔マ、〕五濁ヲ濟ハン為ニ、五常ヲ宣ヘリトモ申セリ、〔五常事〕五常

トハ、仁義礼智信也、慝ヲ生不ルヲ殺曰レ仁、防ヲ害不ルヲ姪曰レ義、持ヲ心禁

酒曰レ礼、清察不ニシテ盜曰レ智、非法不ヲ言曰レ信、此五徳ハ王者国ヲ治メ、

君子身ヲ立ル道也、暫モ虧キ暫モ廢事ナカルヘキ、故ニ、五常トハ申也、此五常、天ニテハ五緯也、地ニテハ五嶽也、人ニ在テハ五藏也、物ニ在テハ五行也、内典ニ五戒ト申ス則是也、又、西方阿弥陀宝応声宝吉祥ノ二大菩薩ニ勅シテ、日月ヲ造リ、眼目ヲ開ト見タレハ、日月モ此御時ヨリ、イテキ給タリケルニヤ

次帝皇ヲハ、女媧氏ト申キ、伏犧ノ御妹ニテ、女帝也、是モ虵ノ身、人ノ首ニテマシマス、始テ笙簧ヲ作給ヘリ、此ノ御時、西極廢レ、九州裂テ、天覆ハス、地載サル事アリシニ、五色ノ石ヲ練テ、蒼天ヲ補セ給シコク、難有カリシカ、幕幄帷帳モ、此御時造ラレタリキ、
〔始笙簧事〕
〔練石補天事〕
〔宝吉祥權化事〕
此女帝ハ、宝吉祥菩薩ノ權化也、日月造リ給ケル事ハ、伏犧ノ御時ニ

申シツ、西方ニ還リマシ／＼キナト見侍レハ、伏犧、女媧、若観音勢至ニオハシマスニヤ、此女媧氏ヨリ、無懷氏ニ至マテ、十五代ハ、皆伏犧ノ号ヲ襲給テ、木德也、合一万一千一十二年トソ承シ

次帝皇ヲハ、神農氏ト申キ、火德、母ヲ姪姁ト申ス、有喬氏ノ女也、

女登トモ申キ、小典ノ妃タリ、華陽ニ遊テ、神人竜首ヲ感セシメテ、

〔人身牛首事〕

帝ヲ奉レ生、

人ノ身ニテ、牛首也、

〔造五絃琴事〕

五絃ノ琴、

長三尺六寸一分ナルヲ造

〔種五穀事〕

給ヘリ、又耒耜ヲ作テ、天下ニ教テ、五穀ヲ播種シメ給、故ニ、神農

氏トハ申ス也

〔天降粟事〕

天ヨリ粟ヲ雨ス、帝耕シテ、播種シ給トモ申キ、日中ヲ以テ市ヲシ玉

〔嘗草木味事〕

フ、八卦ヲ六十四卦ニ成給キ、草木ノ味ヲ嘗別テ、藥ニ和シテ、民ノ